

## (案)

草人権審第 号  
令和 年 月 日

草津市長 橋川 渉 様

草津市人権擁護審議会  
会長 薬師寺 公夫

パートナーシップ宣誓制度について（答申）

令和5年8月1日付け草人発第511号で諮問のありましたこのことについて、**付帯意見附帯意見**を添えて、次のとおり答申します。

記

1 パートナーシップ宣誓制度に係る全国の状況を見ると、既に300を超える地方公共団体がこの制度を導入しており、人口カバー率は7割を超えている。また、性的マイノリティの方々を取り巻く状況として、性的指向や性自認について偏見や差別を恐れて相談できなかったり、実際に不当な扱いを受けたりしている現状があるとされ、このことは当事者の話からも理解できるものである。

こういった状況を踏まえ慎重に審議を重ねた結果、草津市人権擁護に関する条例に掲げられる「すべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまち」の実現のため、多様性が尊重される社会づくりに向けて、の理念に基づき、市民一人一人が人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現をめざすため、パートナーシップ宣誓制度は導入に向けて取り組むべきものであると判断した。

2 パートナーシップ宣誓制度の内容については、先行事例等を参考に、別添、「草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱（例）」として取りまとめたので、制度の策定にあたっての参考とされたい。

附帯意見

- (1) 制度の根拠規定については、市では、「草津市人権擁護に関する条例」の中で様々な人権課題に対応していることから、要綱に定められたい。
- (2) パートナー二人2人の関係性を認めるという趣旨を尊重すべきであること、子どもの意思確認についての課題があることなどから、ファミリーシップではなく、パートナーシップ宣誓制度として運用されたい。
- (3) 対象者の範囲については、すべての性的マイノリティの方がおかれる困難な状況の解消を目的に、「一方または双方が性的マイノリティである二人2人」とされたい。
- (4) 制度の運用にあたっては、利用しやすい制度となるよう、以下の事項について配

慮されたい。

- ①周知・啓発に努めること
- ②アウティングの防止に努めること
- ④③外国人住民の利用に対する配慮に努めること
- ⑤④他自治体との連携協定の対応に努めること
- ⑥⑤利用可能な行政サービス等の充実に努めること
- ③⑥制度施行後、社会情勢の変化を注視し、適時・適切に制度の見直しを行うこと